

長野県教育委員会と長野県選挙管理委員会との協力連携に関する協定書

公職選挙法等の一部改正により選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられたことに鑑み、長野県教育委員会（以下「甲」という。）と長野県選挙管理委員会（以下「乙」という。）は、長野県における主権者教育について協力、連携するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、各自の使命及び役割を尊重しながら、主権者教育に関して相互に協力、連携して取り組むことで、生徒の政治意識の向上と主体的な政治参加の促進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力、連携するものとする。

- （1）学校教育における「模擬投票」の実施に関すること。
- （2）高等学校、特別支援学校高等部における選挙講座や選挙啓発等を行う「選挙出前授業」の実施に関すること。
- （3）義務教育段階における選挙の意味や政治参加についての学習に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲と乙は、前項の事項を実施するため、必要に応じて検討会を開催する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が両者記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 長野県教育委員会 教育長 原 山 隆 一

乙 長野県選挙管理委員会 委員長 永 井 順 裕

